

高知大学医学部附属病院副病院長に関する規則

平成16年5月26日
規則第389号

最終改正 令和5年3月24日規則第126号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年規則第239号）第3条の2第2項の規定に基づき、医学部附属病院副院長（以下「副院長」という。）の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副院長は、総務担当、医療安全管理担当、病院実務担当、経営・地域医療連携担当及び危機管理担当とし、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の指示を受け、病院長の職務を補佐する。

2 医療安全管理担当の副院長は、医学部附属病院における医療安全管理責任者の任を担う。

(選任)

第3条 副院長は、教授、准教授、講師又は医療職員（国立大学法人高知大学特任職員就業規則の適用を受ける特任教授、特任准教授その他の職員を含む。）のうちから、病院長が指名する。

(任期)

第4条 副院長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該副院長を指名した病院長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 副院長が欠員となった場合の後任の副院長の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(病院長の代行)

第5条 病院長の病気療養、海外渡航、事故等に伴い不在となる場合には、病院長が指名する副院長がその職務を代行するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、副院長に関し必要な事項は、病院長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行し、平成 16 年 5 月 11 日から適用する。
- 2 この規則施行後最初の副病院長の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 21 年 3 月 10 日規則第 83 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 8 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に指名された地域医療連携担当の副病院長の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日規則第 27 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 13 日規則第 26 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 107 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日規則第 48 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 24 日規則第 35 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 126 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。